

## 特定金属くず買受業を営む方の遵守事項等

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律では特定金属くず買受業を営む者が遵守しなければならない事項を定めています。

これらの事項を遵守しない場合、行政処分（指示処分又は営業停止。）又は刑事罰の対象となる場合があります。

法を遵守し適正な営業に努め、処分を受けることのないよう留意してください。

主な遵守事項は、下記に記載していますので、参考にしてください。

### 記

#### 1 開始の届出（法第3条第1項）

特定金属くず買受業を営む者が営業所の所在地を変更又は営業所を追加する場合は、営業開始の前日までに、新たな営業所を管轄する警察署に、営業開始届及び必要な添付書類を提出してください。

☆ 届出をしないまま特定金属くず買受業を営む場合や他人に特定金属くず買受け業を営ませた場合には、罰則の対象となる可能性があります。

#### 2 変更の届出（法第3条第2項）

次の事項に変更が生じたときは、当該変更の日から14日（登記事項証明書の添付を要する場合は20日）以内に、営業所を管轄する警察署に、届出事項変更届出書及び必要な添付書類を提出してください。

- 氏名又は名称
- 住所
- 法人の代表者の氏名（代表者の交替を含む。）
- 営業所の名称
- 営業所の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- 特定金属くずの保管場所の所在地

#### 3 廃止の届出（法第3条第2項）

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、14日以内に、営業所を管轄する警察署に、営業廃止届出書を提出してください。

- 特定金属くず買受業を廃止した場合
- 営業所の所在地を変更する場合
- 届出を行った者が死亡した場合や法人が合併により消滅した場合

#### 4 氏名等の表示（法第5条）

特定金属くず買受業開始の届出を行った業者は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、明瞭に判読できる大ききかつ書体で、

氏名又は名称

届出をした公安委員会の名称

届出番号

を表示してください。

また、

ウェブサイトをも有していない場合

常時使用する従業者の数が5人以下である場合

のいずれかに該当する場合を除き、ウェブサイトにも上記事項を掲載する必要があります。

## 5 本人確認（法第7条）

特定金属くず買受業を営む者は、特定金属くずの買受けを行う場合には、買受けの相手方の本人確認を行う必要があります。

### (1) 確認方法

ア 自然人である買受けの相手方

〔対面取引の場合〕

顔写真付き本人確認書類（運転免許証、在留カード、個人番号カード等）の提示

〔非対面取引の場合〕

○ 本人確認書類（運転免許証、在留カード、個人番号カード等）の画像情報の送信及び容貌の画像情報の送信

○ 本人確認書類のICチップ情報の送信及び容貌の画像情報の送信

イ 短期滞在の外国人である買受けの相手方

旅券等の提示

ウ 法人である買受けの相手方

○ 本人確認書類（登記事項証明書、印鑑登録証明書等）の提示

○ 申告（法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地）及び登記情報の送信（更に転送不要郵便（非対面の場合のみ））

これらは、確認方法の一部を簡記したもので、ほかにも複数の方法があります。

詳しくは、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則第4条を確認してください。

### (2) 本人確認を不要とする場合

- 過去に買受けの相手方となったことがある者からの買受けを行う場合であって当該買受けに係る代金の支払をその者の預金又は貯金の口座への振込みにより行う場合

- 特定金属くず買受け業を営む者が特定金属くずを自ら輸入する場合

## 6 本人確認記録の作成等（法第8条）

特定金属くず買受け業を営む者は、本人確認を行った場合には、本人確認を行った記録等を文書又は電磁的記録により作成し、3年間保存する必要があります。

対面取引の場合も本人確認書類の写しを保存することになります。

## 7 取引の記録の作成等（法第9条）

特定金属くず買受け業を営む者は、特定金属くずの買受けを行ったときは、直ちに、次に掲げる事項を文書又は電磁的記録により作成し、3年間保存する必要があります。

買受けの相手方の氏名又は名称

買受けの日付及び時刻

買受けした特定金属くずの特徴、量及び価格

買受けに係る代金の支払方法（口座への振込による場合は口座番号も記載）

相手方の本人確認のためにとった措置の方法

## 8 警察官への申告（法第10条）

特定金属くず買受け業を営む者は、取引の態様その他の事実を照らして、買受けに係る特定金属くずが盗難特定金属製物品に由来するものである疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならない。

## 9 立入り（法第13条）

警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、営業所等に立ち入り、特定金属くず及び帳簿等を検査し、関係者に質問することが出来ます。

- ☆ 正当な理由無く立入り又は帳簿等の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、30万円以下の罰金（法第24条第3号）